

東予地域実技技能教育コース運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、東予地域メディカルコントロール協議会（以下「東予協議会」という。）事業の一環として、実技技能教育コースの計画立案及び実行を行う上での、運営要領を定めるものとする。

（組織）

第2条 東予地域実技技能教育コースの事業運営の推進を図るため、東予地域の医療機関及び消防機関の長が推薦する者をもって、組織する。

（運営委員）

第3条 東予地域実技技能教育コースの運営委員は、次のとおりとする。

- (1) 東予地域の医療機関及び消防機関の長が推薦し、東予協議会の会長が委嘱する。
- (2) 運営委員に、委員長1名、副委員長若干名を置くものとする。また運営委員として、各消防機関より指導救命士を置くよう努めるものとする。
- (3) 東予地域の実技技能教育コース運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (4) 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (5) 委員は、任期満了後においても後任者が就任するまで、その職務を行う。

（事務局）

第4条 東予地域実技技能教育コースの運営にあたり、必要資器材の整備に係る庶務及び費用等の会計事務は、東予協議会の事務局が行うものとする。

（年間計画）

第5条 東予地域実技技能教育コースの年間事業計画は、東予協議会で決定する。

（事業内容）

第6条 東予地域実技技能教育コースは、医師の裏付けを確保したうえで、運営委員が認定を行うものとする。但し、コース運営は開催する消防機関を主体とし、運営委員は実施コースの補助にあたるものとする。

（事業報告）

第7条 東予地域実技技能教育コースに関する事業報告は、事務局が東予協議会へ行うものとする。

(その他)

第8条 東予地域実技技能教育コースの運営上問題を生じた時は、その都度、運営委員で協議調整し、解決できない場合は、東予協議会で諮るものとする。

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年 5月 15日から施行する。